

国保

国民健康保険税について

■問い合わせ 保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (134)

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方へ
平成 22 年 4 月から国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、
 (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
 (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
 として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
 軽減は、前年の給与所得をその 30 / 100 とみなして行います。
 ※具体的な軽減額などは、住民課税務係（内線 113）までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
 ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
 ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前 1 年以内（平成 21 年 3 月 31 日以降）に離職された方は、平成 22 年度に限り国民健康保険税が軽減されます。
 ※ただし、平成 21 年度の保険税は対象となりません。御了承ください。

軽減を受けるには申告
 が必要です。制度の詳
 しい説明は、大崎町役
 場 保健福祉課 国民
 健康保険係にお尋ねく
 ださい。

保健

8020（ハチマル・ニイマル）運動について

■問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 ☎ 476-1111 (131)

8020 運動達成おめでとうございます！

8020 運動とは、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうと、厚生労働省が提唱している運動です。そして、すべての人が生涯を通じて、自分の歯で豊かな食生活を楽しむための歯の健康づくりの努力目標でもあります。人生 80 年時代を迎え、健康で快適な生活を送るためには『自分の歯でおいしく食べる』ということとはとても大切なことです。

3 月 19 日（金）町中央公民館において『第 3 回すこやか交流会』が開催されました。これは「町民の皆様がすこやかにいきいきと生涯現役で生活を送っていただくために、心や体、お口の健康について考えてみませんか。」をテーマに町健康運動普及推進員連絡協議会、食生活改善推進員連絡協議会が開催し、かねてマスターズプロジェクト・老人クラブ・スリム会・おやっとなあなどに参加されている 65 歳以上の 65 人が出席して行なわれました。レクリエーション・コーディネーター中山美幸先生による『楽しいゲーム』では、なごやかな雰囲気のもと、皆様打ち解けてゲームに興じておられました。また、迫田裕二先生による講話『噛めば噛むほど元気になる』、楠元眞由美先生による講話『よく噛んでリフレッシュ』の時間では皆様、講師の先生のお話しに真剣に聴き入っておられました。そして、午後の式典では、平成 21 年度に 8020 を達成された 2 名の方が表彰されました。
 （右写真参照）



▲藤岡秀夫さん



▲二見安重さん